

～職場内での回覧をお願いします～

退職の際は **保険証の返却** と **切替手続き** をお忘れなく！

退職後の健康保険は、
以下の3つより選択し、ご自身でお手続きください。

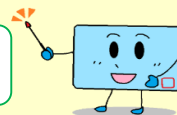


加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きをすること 	お住まいの 市町村 にお問い合わせください。	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります。 ご家族の勤務先 にお問い合わせください。 ※傷病手当金や失業給付等を受給している場合、被扶養者の認定を受けることができない可能性があります。
保険料	退職前に控除されていた保険料をおおよそ2倍した額となります。 (金額には上限があります)	加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。詳細はお住まいの 市町村 にお問い合わせください。	被扶養者の保険料負担はございません。
お問い合わせ先（申請先）	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの 市町村	ご家族の勤務先

任意継続のお問い合わせ先：業務グループ（055-220-7752）

【保険証の回収（返却）に係るお願い】

在職時の保険証を使用できるのは **退職日当日まで**！



事業所様へ

従業員の保険証は、扶養家族分も含め、**退職日当日までの回収**をお願いします。



回収の際はぜひ、保険証回収（返却）に係る従業員への周知用チラシをご活用ください。**6か国語翻訳版**もございます。

詳細はこちら >>>



従業員様へ

退職後に在職時の保険証を使用した場合、協会けんぽから医療費の返還を求めることとなります。**退職日までに事業所へご返却**ください。

お問い合わせ先：レセプトグループ（055-220-7753）

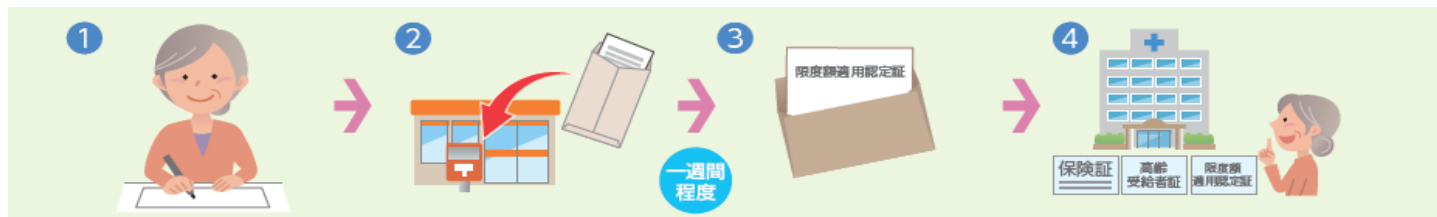


医療費が高額になりそうなとき

限度額適用認定証をご申請ください。

窓口での医療費の負担を
軽減できます。

限度額適用認定証発行までの流れ



「健康保険限度額適用認定申請書」又は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を記入

加入している
協会けんぽ支部へ
郵送

申請書に記入いただいた
送付先へお届け

医療機関窓口へ保険証等と
ともに提示

お問い合わせ先：業務グループ(055-220-7752)

各届書等は、**郵送** でのご提出をお願いします。

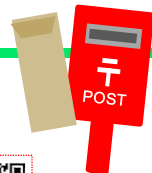
提出先をお間違えのないよう
ご注意ください。

健康保険給付等の事務処理の遅れにつながります。

注意

主要社会保険関係届書等の提出の際は、
提出先（協会けんぽ・日本年金機構）にご注意ください。

詳細はこちら [▶▶](#)



ジェネリック通信 ver5

～ジェネリック医薬品 使用状況～

山梨支部 全国31位 / 47都道府県中

前年同月からの伸びは

25ヶ月連続 全国1位を継続中!!

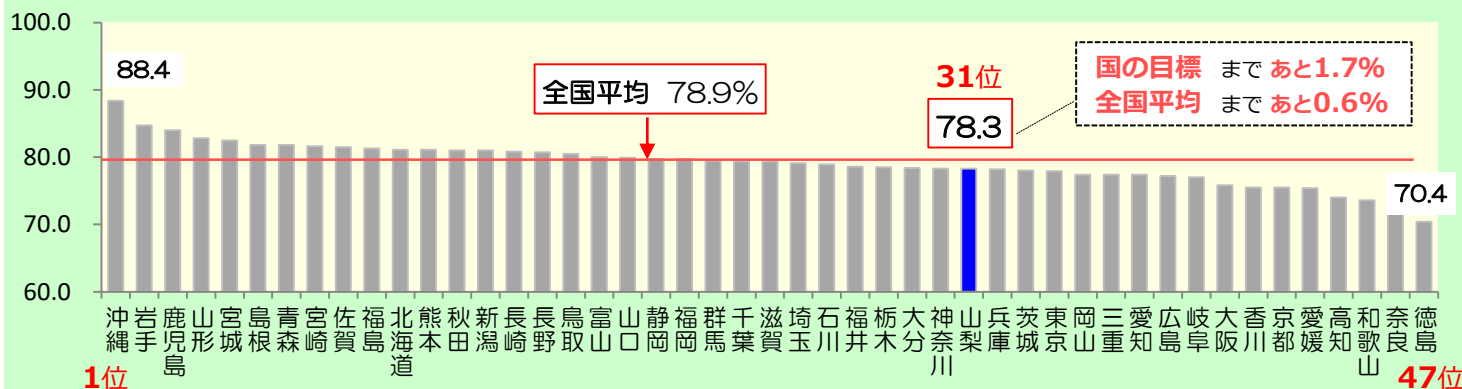
引き続き、
ジェネリック医薬品の使用をお願いします。
国の目標：80%（令和2年9月までに）

ジェネリック医薬品には

医療費の上昇を抑え、健康保険料の上昇を抑制する効果が期待 できます。



<< **全国順位** ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース） 令和2年6月現在 >>



お問い合わせ先：企画総務グループ(055-220-7750)